

1. 多子世帯の保育料負担軽減について

平成28年度予算(案) 所要額 国費：100億円(公費：214億円)

●多子世帯の保育料負担軽減

○ **年収約360万円未満相当世帯**について、現行制度で

- ・1号認定子どもについては、小学校3年生まで
- ・2・3号認定子どもについては、小学校就学前まで

とされている**多子計算に係る年齢制限を撤廃し、第2子半額、第3子以降無償化を完全実施。**

		年齢制限により第2子以降の負担軽減が限定的		年収約360万円未満相当世帯は第2子以降の負担軽減を完全実施	
		例1 (1号認定子ども)	例2 (2・3号認定子ども)	例1 (1号認定子ども)	例2 (2・3号認定子ども)
		対象外 (第1子) 小学校6年生 ※小4以上はカウントしない		対象外 (第1子) 小学校3年生 ※小1以上はカウントしない	
		小3 小1 第1子 小学校3年生		第1子 (小1～)	
		(5歳) 第2子 保育料半額		(5歳) 第2子 保育料半額	
		(4歳)		(4歳)	
		(3歳) 第3子 無償		(3歳) 第3子 無償	
		(2歳) 第2子 保育料半額		(2歳) 第2子 保育料半額	
		(1歳) 第3子 無償		(1歳) 第3子 無償	
		(0歳)		(0歳)	